

基本目標Ⅱ 男女がともに支えあう社会づくり

施策の方向3 政策・方針決定過程における女性の参画促進

- 基本施策(1) 政治、行政の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します
- 基本施策(2) 企業や団体等の方針決定の場における男女共同参画を促進します
- 基本施策(3) 人材の育成とネットワークづくりを進めます

施策の方向4 地域社会における男女共同参画の推進

- 基本施策(1) 地域活動等における身近な男女共同参画を促進します
- 基本施策(2) 防災分野における男女共同参画を促進します
- 基本施策(3) 多様な人材の社会活動への参画を促進します

成果指標

■ 審議会等委員への女性の登用率

R4 (2022年) : 34.5% ⇒ R9 (2027年) : 40.0%

● 3割以上の参画で意見の反映「黄金の3割」

日本に暮らす男性と女性の比率は、ほぼ5 : 5です（女性が若干多いようですが）。なのに、議会や審議会、経済団体などの政策・方針を決定する場面への参画割合は、今のところ男性の方が多数となっています。

アメリカのロザベス・モス・カンターという経営学者が「黄金の3割」という考え方を示しました。ある集団の中に、同じ属性を代表する人が3割以上いないと、その集団全体の意思決定に影響を及ぼすことができないというものです。審議会で例えるなら、女性の委員が3割以上いないと、女性の視点からの意見を全体の意見に反映できなくなるということになりますね。

逆に、3割以上集まれば、全体の意思決定に影響を及ぼす可能性が高まるということです。令和4年度（2022年度）には審議会等委員の女性の登用率は34.5%とようやく3割を超えました。これからも、実際の男女比と同じ半々になるまで、女性の参画を引き上げていきたいですね。

この第2次酒田市男女共同参画推進計画後期計画では、審議会等の委員への女性の登用率を令和9年度（2027年度）までに、まずは「40%以上」とすることを目標にしています。

基本目標Ⅱ 男女がともに支えあう社会づくり

施策の方向3 政策・方針決定過程における女性の参画促進

【現状・課題】

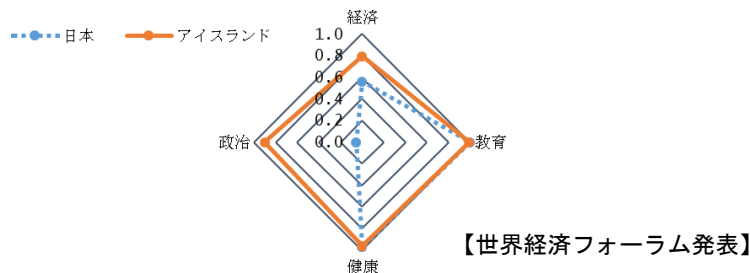
男女共同参画社会の進展を図っていくためには、男女がともに対等なパートナーとして、行政、地域、企業など様々な分野の意思決定過程に参画し、責任を分かち合いながら、積極的に意見を反映していくことが重要です。

先述のジェンダーギャップ指数で、日本が146か国中125位となっている大きな要因は、政治分野（国会議員等）と経済分野（管理職等）への女性の参画率の低さです。

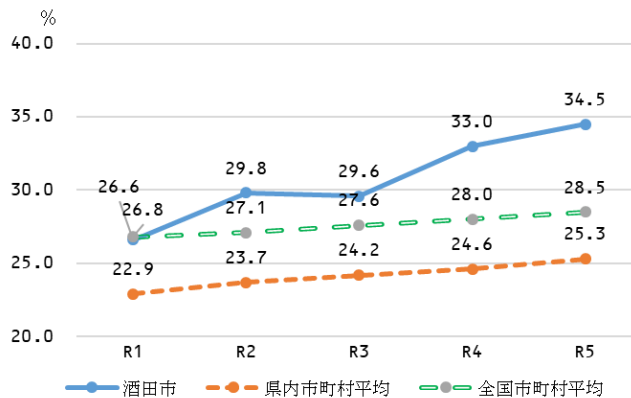
「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」※にも示されているとおり、女性が政治分野に積極的に参画できるような環境整備や人材育成が求められます。

また、本市総合計画では、市の施策等に女性の意見を反映していくため、令和9年度（2027年度）までに、市が設置する審議会等への女性の登用率を40%以上とすることを目標としています。令和5年（2023年）3月末時点における審議会等への女性の登用率は34.5%と、平成29年度（2017年度）の25.7%から年々着実に向上してきています。今後さらに、政策・方針決定過程に女性が積極的に参画できるよう、女性のエンパワーメントが図られる環境を整えるとともに、委員推薦団体等に対し女性が参画することの意義を周知していくことが必要です。

《2023 ジェンダーギャップ指数（GGI）の内訳》



《市町村が設置する審議会等における女性の参画率の推移》



【山形県男女共同参画白書公表値に基づき作成】

※ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律・・・衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。

基本施策(1) 政治、行政の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します

男女共同参画社会の実現に向け、男女双方の意見を反映した施策を展開していくためには、議会や行政委員会、審議会などの政策・方針を決定する場において、男性も女性も積極的に意見を発していくことが必要となります。

平成30年(2018年)に施行された、議員候補者割合の男女均等に向けた取組みを求める法律の趣旨を周知し、女性が参画しやすい環境整備に努め、政治分野への女性の積極的な参画を促進します。

また、市が設置する行政委員会や審議会等への女性のさらなる参画を図るため、審議会への女性の登用率を令和9年度(2027年度)までに40%とすることを目標に、審議会等の設置目的を達成することを前提としつつ女性の参画促進に向けた取組みを展開します。

併せて、市役所においても政策決定に関わる職員の男女割合の均等が図られるよう、特定事業主行動計画に基づき、研修等による計画的な人材育成に努めます。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①政治分野への女性の参画促進	◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の推進 ・法の趣旨の周知を図ります ・女性が参画しやすい環境整備を図ります	共生社会課 商工港湾課 議会事務局
②行政委員会委員等への女性の参画促進	◆教育委員や農業委員などへの女性の参画促進 ・教育委員や農業委員などの行政委員会委員への女性の積極的な参画を促進します	共生社会課 商工港湾課 人事課 各行政委員会担当
③審議会委員への女性の参画促進	◆委員委嘱手続きにおける働きかけ ・女性の委員を積極的に任用するための委嘱手続きのルールを庁内に周知し働きかけを行います ◆関係団体等への働きかけ ・委員推薦団体等への女性委員推薦の働きかけを行います	共生社会課 商工港湾課 人事課 各課
④市役所管理職等への女性の積極的な登用	◆特定事業主行動計画の着実な推進 ・計画的な研修等の実施により、政策決定に関わる女性の人材育成を図ります	商工港湾課 人事課 各課

●ポジティブ・アクション

「審議会等への女性の参画促進」など、男女共同参画を推進していくうえで、女性(男性)だけを対象とした取組みを行う場合があります。男女共同参画と言っておきながら、どちらか一方だけを優遇するのは不平等だ!逆に差別なんじゃないの?と思う方もいるかもしれません。

実は、このような取組みは、社会的な構造や固定的役割分担意識などにより、男女間で明らかに格差が生じている分野について、事実上の平等を達成するために実施される「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」といわれるものです。この行為は、女子差別撤廃条約^{*}や男女雇用機会均等法、男女共同参画基本法などでも「差別にはあたらない」と認められています。

積極的改善措置により、女性(男性)自身の意識を高めるとともに、社会全体で女性(男性)の参画を積極的に推進し、本来あるべきではないはずの格差を埋めて行きましょう!

^{*} 女子差別撤廃条約・・・正式名は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要な措置を取ることを目的として、1979年に国連総会で採択、1981年に発効した。日本は、国内の必要な法制度等を整備したうえで、1980年に署名、1985年に批准した。

基本施策(2) 企業や団体等の方針決定の場における男女共同参画を促進します

経済団体や労働団体等における政策決定は、それらに加盟している各企業や農業者、漁業者などの、各職場に大きな影響を与えます。経済団体等の役員に女性が参画し、その政策決定に女性の意見や多様な視点を反映することで、組織運営の改善、地域経済の活性化、住みよい社会づくり、ひいては地域の人口減少の抑制につながることを期待されます。

各企業等において、より男女共同参画の視点を持った運営がなされるよう、経済団体や労働団体等への啓発を行います。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①企業等の方針決定の場への女性の参画促進	◆経済団体等への働きかけ ・男女共同参画の意義を周知し、経済団体や労働団体等における方針決定の場への女性の積極的な参画を促進します	共生社会課 商工港湾課 農政課 農林水産課

●日本一女性が働きやすいまち宣言に賛同するリーダーの会

「日本一女性が働きやすいまち」を目指し、社会的影響力のあるリーダーが自ら取組みを進めることを表明し、連携して取組みを進めるため、令和3年1月1日に酒田市長・酒田商工会議所会頭・酒田ふれあい商工会会長が発起人となって会を設立しました。

宣言の趣旨に沿った各リーダーの取組み等を市ホームページや自分らしくを応援するポータルサイトで公開、リーダーの会会員優先セミナーの開催、また、女性活躍推進に関するセミナー情報等のメルマガ配信などの取組みを進めています。



●「日本一女性が働きやすいまち」は誰のため？何のため？

「女性が働きやすい」というと「仕事と家庭の両立がしやすい」「子育てに理解がある」「有給休暇を取りやすい」などが思い浮かぶかもしれませんが。その主語を男性に置き換えてみるとどうでしょうか。働きやすさに加え、自分の時間や家族との時間が増え、充実した様子を想像できると思います。女性の働きやすさは実は、誰もが働きやすい環境づくりにつながります。

女性活躍は、女性優遇や女性がもっと頑張れ！というものではありません。仕事に家庭に、すでに頑張っている女性を取り巻く人たちの意識改革や環境整備を進め、女性が働くうえで障壁となっていることを一つ一つ改善していくことが大切です。同時に、女性自身が「家事は自分がすべきもの」などと無意識に自身の活躍に歯止めをかけることのないよう思い込みを解くことも必要です。そのために「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みに気づき、市民のみなさんが女性活躍を自分事として考えることが重要なカギとなります。

「日本一女性が働きやすいまち」を目指さなくても当たり前の社会、全ての市民がその人らしく活躍できるまちを実現するために、今、女性活躍推進が必要なのです。

基本施策(3) 人材の育成とネットワークづくりを進めます

政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を進めるためには、女性自身が自信を持ち積極的になる必要があります。併せて、男性の意識が女性の参画を阻害することがないよう、その必要性を理解したうえで意識を変えていく必要があります。

女性が意思決定過程に参画する必要性をわかりやすく周知し、女性・男性双方の意識の改革を図るとともに、参画した場面で女性がその能力を発揮できるよう、エンパワメントに向けた学習機会の充実を図ります。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①男女の意識改革の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆意思決定過程への女性参画の必要性の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・女性が積極的に参画できるよう、その必要性をわかりやすく周知し、男女双方の意識の変革を図ります 	共生社会課 商工港湾課
②人材育成のための学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆人材育成プログラムの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・チェリア塾等の人材育成プログラムへの市民の参加を促進します（再掲） ◆人材育成につながるウィズ講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ウィズ講座等の企画運営をウィズサポーターと協働して行います ・ウィズ講座等を通じて人材の育成を図ります ◆市役所女性職員のキャリア形成研修への派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成に関する研修に計画的に取り組めます 	共生社会課 人事課 商工港湾課
③ネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画・女性活躍推進に関する懇話会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者や有識者等からなる男女共同参画・女性活躍推進に関する懇話会において、関係団体等の情報共有とネットワークの広がりを図り、地域における女性の意見を政策・方針に反映します ◆ウィズ登録団体のネットワーク化 <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体間の意見交換会の開催等を通じて団体同士のネットワーク化を図り、課題等の共有と男女共同参画に関する取組みの広がりを促進します 	共生社会課 商工港湾課 こども未来課 保育こども園課 農政課 学校教育課



《女性活躍推進懇話会》



《ウィズ登録団体研修会》

施策の方向 4 地域社会における男女共同参画の推進

【現状・課題】

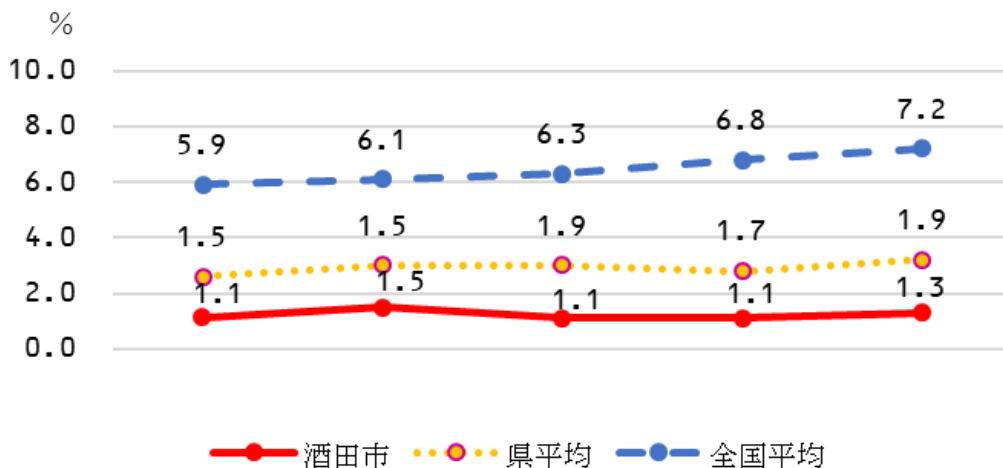
自治会やコミュニティ組織などは、家庭と同様に地域社会を形成する身近な生活の場であり、市民一人ひとりが主体的に参画することが、住みやすい地域づくり、より豊かな暮らしにつながります。しかし近年、人口減少により地域活動の担い手が不足し、地域活力の低下が懸念されています。また、少子高齢化の進行や社会情勢の変化に伴い、地域社会における課題は、より複雑なものになってきています。

市民アンケートの結果によれば、自治会活動やPTA※活動などの地域活動への参加状況については、男女間でほとんど差がありませんでした。しかし、それらの活動の母体となる組織では、その役職の多くを男性が担っており、活動目的や活動内容に女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況です。男女がともに地域活動に参画できるよう、一人ひとりの意識を変えていくことが求められます。

また、平成23年（2011年）に東日本大震災が発生した際には、避難所等の運営における男女共同参画の視点が、それまで考えられていた以上に重要であることが明らかになりました。その後、プライバシーに配慮したトイレや更衣室、授乳スペース、生理用品等、施設面や物資面等で男性の視点だけでは網羅しきれない課題に対し、徐々に充実が図られてきています。

多様な課題を解決していくためには、これまでの固定的な考え方にとらわれず、多様な視点を十分に反映しながら、柔軟に対応していくことが必要となります。

《女性が自治会長を担っている割合》



【地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府）】

※ P T A・・・各学校で組織された保護者と教職員による社会教育関係団体のこと。Parent-Teacher-Associationの略。学校、家庭、地域における教育環境の改善を目的とした活動を行う。

基本施策(1) 地域活動等における身近な男女共同参画を促進します

多様化する地域課題に対応していくためには、活動の方針決定段階から多様な視点を反映することが必要です。

地域活動等を行う組織に対して、女性をはじめとした多様な視点からの意見が反映された組織運営が行われるよう働きかけます。

また、自治会活動やPTA活動、ボランティア活動等の地域活動への参画は、より豊かな地域づくりにつながるだけでなく、参画した本人が自己実現を図るための手法を学ぶことができる貴重な機会にもなります。

市民が男女共同参画の視点を意識し、様々な地域活動に、主体的・積極的に取り組むことができるよう、地域で行われる活動を支援します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①地域団体等の役職への女性の参画促進	<p>◆自治会やPTA活動等の方針決定過程への女性の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会役員やPTA役員等、地域での活動の意思決定を行う役職等への女性の参画を促進します 地域団体向けに男女共同参画に関する出前講座やワークショップ等を開催し、多様な人材が参画しやすい地域活動を促進します 	共生社会課 まちづくり推進課 学校教育課
②男女共同参画の視点を意識した地域活動の促進	<p>◆男女共同参画を意識した地域活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活動等での性別による固定的な役割分担の見直しについて啓発します 男女共同参画の視点を持った地域活動等の優良事例を市ホームページ等で発信します 	共生社会課 まちづくり推進課



《性別による固定的役割分担意識への気づきを促すウィズ出前講座》

●男女共同参画週間《6/23～6/29》

平成11年(1999年)6月23日に男女共同参画社会基本法が公布・施行されたことにちなみ、毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」と位置付けられています。この期間中、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念についての理解を深めるため、国内各所で様々な取り組みが行われています。

ウィズでも、この期間中、啓発パネルの展示や関連講座の開催を通じて、男女共同参画に関する情報の発信を行っていますが、市民の皆さん一人ひとりの取組みなしに男女共同参画社会は実現できません。固定観念にとらわれず、あなたらしく、わたしらしく暮らせるまちを目指して、身近なところから、できるところから、男女共同参画を進めていきましょう!

基本施策(2) 防災分野における男女共同参画を促進します

東日本大震災の教訓を生かし、防災に必要な対策・対応等に男女共同参画の視点を取り入れることの重要性を広く周知します。

また、地域防災計画※に基づき、国が作成した男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインも活用しながら、女性等の多様なニーズに対応した避難所運営等が行われるよう、女性防災リーダーの育成等、平常時より男女共同参画の視点を意識した防災対策を推進します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆防災活動における男女共同参画の必要性の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・防災活動における男女共同参画の必要性をわかりやすく周知・啓発します ◆地域防災会議委員への女性の積極的な登用 <ul style="list-style-type: none"> ・防災に必要な対策等に男女共同参画の視点を取り入れるため、地域防災会議等の委員への女性の登用を推進します ◆男女共同参画の視点を持った避難所運営体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な視点を反映した避難所運営がなされるよう、女性や若年者等の運営責任者への参画を促進します ・多様なニーズに配慮した備蓄物資等の配置を行います 	共生社会課 危機管理課
②地域防災活動への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆自主防災組織等への女性の参画促進 <ul style="list-style-type: none"> ・男女双方の視点を持った防災活動がなされるよう、自主防災組織等への女性の積極的な参画を促進します ・消防団への女性の加入を促進します ◆消防分野における女性の活躍促進 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の消防職員の活躍を推進するため、酒田地区広域行政組合消防本部が行う取組みを周知します 	共生社会課 危機管理課 商工港湾課

●女性消防団発祥の地

豊かな自然に恵まれた県内唯一の離島、飛島。今から100年以上前の明治43年(1910年)にこの島で誕生した「婦人火防(かんぼ)組」が、日本で初めての女性消防団といわれています。狭い海岸沿いに住宅が密集しているこの島では、過去に何度も大きな火災に見舞われてきました。男性たちが漁で海に出ている間、島に残っている女性たちだけでも消火活動ができるようになっては!ということで、全戸から1名ずつ女性が参加して、女性だけの消防団が誕生したのだそうです。火災発生時に最前線で行う消火活動のほか、拍子木を打ちながら毎晩火の用心の呼びかけを行うなど、防火活動にも力を注いできた婦人火防組。組の結成以来、それ以前に発生したような大きな火災は起きていません。

飛島で女性消防団が誕生して約100年。平成19年(2007年)5月に、酒田市街地エリアを対象とした女性消防団が新たに誕生し、防火訓練や応急手当等の指導、広報・啓発活動などで活躍しています。さらに、平成28年(2016年)には、県内初となる女性の分団長も誕生しました。男の世界というイメージがある消防団活動でも、女性団員の活躍が進んでいます!

※ 地域防災計画・・・災害対策基本法第42条の規定により、各市町村で策定することが義務付けられている計画。市民の生命、身体および財産を災害から守るため、市・防災関係機関・市民・事業者が果たすべき責務と役割と、災害の予防・応急対策・復旧などに関する事項を定めている。

基本施策(3) 多様な人材の社会活動への参画を促進します

地域社会は、様々な市民により成り立っており、性別や年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、多様な市民が主体性を持ちながら、その能力を発揮し、互いに協力し支えあう共生社会の実現を目指す必要があります。

多様な人材が自立し、同じ地域住民として社会活動に参画できるよう、就業や交流の機会を創出するとともに、必要な支援を行います。特に、女性の場合は、社会活動への参画を困難にする課題が複合的になり多重困難に陥る可能性があることにも留意し、総合的な視点を持って支援を行う体制を整備します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①複雑・複合化した課題に対応する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆重層的支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・従来の支援体制では対応の難しい複雑・複合化した課題に対応するため、包括的な支援体制の構築を図ります 	地域福祉課
②ひとり親家庭の自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親への就労支援と支援制度の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の保護者が就業のために資格を取得する際に支援を行います ◆相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭が自立した生活を送れるよう、各種相談対応を行います 	こども未来課
③障がい者の社会的自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がい者就労促進と福祉的就労の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・庄内障害者就業・生活支援センター等と連携し、障がい者の就労を支援します ◆地域社会との交流機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方が地域社会との関わりを持つための機会を充実します 	地域福祉課 商工港湾課
④外国出身者も暮らしやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆日本語の学習支援 <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流サロンを中心に、外国出身者が暮らしていくために必要な日本語を学べる機会を提供します ◆多言語生活ガイドブック等の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・医療ガイド等日常生活に必要なガイドブックを多言語で作成し発行します ◆異文化交流の機会創出 <ul style="list-style-type: none"> ・相互の国際理解を深めることができる交流事業を実施します 	共生社会課
⑤高齢者の就業等社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆シルバー人材センターの運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会活躍を支援するシルバー人材センターの運営を支援します ◆高年齢者の多様な就業機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者の知識を活かす就業機会の充実を図ります 	高齢者支援課 商工港湾課



《国際交流まつり in 中町》



《英語版ごみ出しルール》